



## 1億6千万円（高速5号線のわずか7メートル分、総事業費の0.2%）削るために 低所得世帯の「命綱」を切るの!?

削るところが  
ちがう!!

12月議会 村上あつ子議員の本会議一般質問(12/13)と厚生委員会(12/16)での質問

### 国保減免制度の改悪

市「突発的理由による所得減少者への措置  
であることを明確にする」

市は、04年度から3年間かけて国民健康保険料の賦課割合を段階的に改定し、応益負担の割合を高めます（昨年3月議会で国保条例改定）。そのため世帯と家族の一人一人に一律に負担が求められる応益割（平等割と均等割）が増え、低所得世帯の負担が重くなります。

さらに市は、賦課割合の改定で国の法定軽減割合が拡充されることに伴い、一般財源から国保会計への繰り入れが約8億円（実際の市負担は約2億円）増えるとし、財政支出を抑えるために市独自の申請減免制度の対象を大幅に絞り込む考えです。

一般質問で村上議員は、「減免対象を狭めれば、これまで申請減免を受けて生活してきた低所得世帯は所得が変わらないのに保険料が上がり、減免からも外される」と二重の負担増となることを告発。さらなる保険料の滞納、保険証の取り上げにもつながる改悪は中止するよう強く訴えました。

市は、申請減免制度は災害や失業など「突発的な理由による所得減少者に対する措置」であり、減免対象を前年比で3割以上の所得減が見込まれる世帯に見直すことで制度目的を明確にすると述べ、改悪を進める考えを崩しませんでした。

### 市自ら定めた「要綱」にも矛盾する改悪！

市の『国民健康保険料の減免に関する取扱要綱』第2条は、災害により「突発的」に生活困窮となった場合と、失業・疾病など「特別な理由」による生活困窮の場合を明確に区別しています。

「特別な理由」の場合は、生活保護基準額を基に収入に応じて減免割合が定められていますが、「ここには突発的」という要件はありません。市は、「突発的な理由による所得減少者への措置」であることを強調して減免対象を絞り込むとしています。この考えは市が自ら定めて運用してきた要綱とも矛盾するものです。

生保基準（生活扶助・教育扶助・住宅扶助の合計額）の130%以下の世帯を対象としてきた広島市の申請減免制度は、国の法定軽減要件（生保基準の40%以下）に達しない低所得世帯を救ってきた、まさに「命綱」とも言える福祉施策です。

2003年度の申請減免実績は4,236世帯、減免額は約4億7千万円（全額市負担で一般財源から国保会計に繰り入れ）。市は、見直して1,400～1,500世帯が減免対象から外れ、一般財源からの繰り入れが1億5千万～1億6千万円減ると試算しています。

給与所得の30歳代の夫婦と15歳の子どもの世帯で借家住まいをモデルケースとした党市議団の試算

	年収 (万円)	いまの制度では		改悪されると				
		減免 割合	04年度保険料(円)		減免 割合	05年度保険料(円)		保険料への影響
			本来	減免後		本来	減免後	
生活保護基準の 1.3倍相当額	412	7割	281,600	84,400	所得が前年比3割以上 減少しないと減免対象外	278,000	278,000	<b>3.3倍にアップ!</b>
生活保護基準の 1.2倍相当額	380	8割	257,800	51,500		255,500	255,500	<b>5.0倍にアップ!</b>
生活保護基準の 1.1倍相当額	348	9割	217,100			217,000	217,000	<b>6.2倍にアップ!</b>
生活保護基準 相当額	317		175,200			177,200	177,200	<b>5.1倍にアップ!</b>
生活保護基準の 0.7倍相当額(法定2割軽減)	221	10割	87,000	※ 34,800	法定軽減のみ適用	93,700	74,900	拡充された法定軽減 割合が適用されても <b>1.3～2.2倍にアップ!</b>
生活保護基準の 0.4倍相当額(法定5割軽減)	126					93,700	46,800	
生活保護基準の 0.3倍相当額(法定7割軽減)	95					93,700	28,100	拡充された法定軽減 割合で唯一保険料が 減額(▲6,700円)
収入なし(法定7割軽減)	0					93,700	28,100	

※現行の申請減免制度では生保基準以下は10割減免となりますが、応益割（平等割+均等割）の法定6割軽減以下の額には下げられません。05年度の本来保険料は改定される賦課割合で試算しています。法定軽減割合は05年度から適用されるものを記載しています。

最大6倍超える  
保険料アップ。

## 払えないから減免受けてきたのに 最大6倍超える保険料を

# どうやって払うのか!

いまの申請減免では生活保護基準世帯の年間保険料は34,800円ですが改悪されると5倍を超える177,200円に。負担が最大6倍を超えるケースもあります。

厚生委員会でも村上議員は、改悪によって減免対象から外れる世帯への救済措置について質問しましたが、市は、「全体的に保険料の水準、他の市町村に比べて高いところをできるだけ下げていきたい」と述べ、そのためには低所得者への負担もやむを得ないとの考えを示しました。

村上議員は、「払えないから減免を受けてきた世帯に、今の何倍もの保険料をどうやって払えというのか」と市の姿勢を厳しく批判しました。

「年金の掛け年数が不足に年金がありません。息子の収入だけが頼りですが、日雇いで月々の収入が不安定。減免してもらってやっと保険料が支払えます。」  
(息子と2人暮らしのAさん)

「申請減免を受けることができたから、子どもの高校の授業料が払えたし、安心して病院に行くこともできています。」(Bさん)

### 応益割のアップは 低所得世帯の負担増

それを承知で

## 国の誘導策に追従する市の姿勢に問題!

保険料は家族1人あたりにかかる「均等割」、世帯あたりにかかる「平等割」、所得にかかる「所得割」から算定されます。(下表)

### 広島市の保険料計算方法 (介護分は40歳以上65歳未満)

	計算の内容	計算の基礎	保険料率	
			医療分	介護分
応益割	被保険者均等割	加入者1人につき	24,687円	6,836円
	世帯別平等割	1世帯につき	12,955円	2,722円
応能割	所得割	16年度市民税所得割額の	6.78倍	1.28倍
	最高限度額(一世帯あたり)		53万円	8万円

### 市は低所得世帯に配慮したと言うが...

市は賦課割合の改定について、中間所得世帯の負担が軽減されるとしたうえで、国保のしおりには「均等割の増加により、所得が低い世帯では負担が増えるため、3か年で段階的に比率を変更」と説明しており、低所得世帯の負担増を認めています。また、「減免制度改悪は社会保障の切り捨てだ」との村上議員の追及に対しても、市は、賦課割合の見直しによる法定軽減拡充で低所得世帯に配慮していることを繰り返し強調しました。

しかし、「法定軽減が拡充されるから大丈夫」との市の言い分は、そもそも応益割比率を高めた国の言い分に他なりません。低所得世帯の負担が増えることを認めていながら、国の誘導策に追従する市の姿勢はあまりにも冷酷ではないでしょうか。

### 「法定軽減の拡充」は応益割高める誘導策

市が応益割を高めた背景には、およそ3対7だった応益割と応能割の比率を5対5に近づけ、受益者負担を徹底させたい政府の思惑があります。

しかし、応益割を高めると「低所得者の負担が増える」との国民批判が出るため、政府はそれをかわすために1995年に『法定軽減2割』を新設。一見、改善されたようにも見えますが、政府はこの2割軽減の適用に「応益割の比率を45%以上に高めた市町村に限る」という厳しい条件をつけました。

さらに政府は1996年度から、応益割が45%以上の市町村に対しては法定軽減割合を従来の6割、4割からそれぞれ7割、5割に引き上げ、逆に応益割が35%以下の市町村に対してはそれぞれ5割、3割に引き下げる「ペナルティ」を設けました。

### 広島市の保険料賦課割合の変遷

	従来	1988	1989	2004	2005	2006
応能割	70%	65%	60%	57%	54%	50%
応益割	30%	35%	40%	43%	46%	50%

2004～2006年度の3か年で段階的に応益割を高める結果、中間年度となる2005年度に、国の法定軽減の拡充が適用される45%以上となり、2005年度以降に広島市に適用される法定軽減は次のようになります。

6割⇒7割 4割⇒5割 2割軽減の新設

## 減免改悪で繰り入れを5千万円に抑制

法定軽減の拡充による一般財源から国保会計への繰り入れ(市負担)は約2億円増。市は、繰り入れを抑えるために申請減免を見直し、1億5千万～1億6千万円繰り入れを抑えると試算していますが、法定軽減分の増額と合計すれば繰り入れは約5千万円増となります。

2003年度には法定軽減分と申請減免分あわせて前年度よりも1億5,600万円も繰り入れが増え、市民生活の厳しさが増していることかうかがえます。そんななかで繰り入れを5千万円増に抑えることは明らかに「弱者切り捨て」ではないでしょうか。

## 近年にない「弱者切り捨て」

### 一般財源から国保会計への繰入(決算額) (単位:百万円)

年度	1999	2000	2001	2002	2003
法定軽減分	288	324	357	382	544
前年度比(伸び率)		36 (12.5%)	33 (10.2%)	25 (7.0%)	162 (42.4%)
申請減免分	252	299	412	473	467
前年度比(伸び率)		47 (18.7%)	113 (37.8%)	61 (14.8%)	▲6 (▲1.3%)
合計	540	623	769	855	1,011
前年度比(伸び率)		83 (15.4%)	146 (23.4%)	86 (11.2%)	156 (18.2%)